

# 仕様書

- 1 件名 八幡台圃場において使用する電気
- 2 需給場所 茨城県つくば市八幡台2  
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター 八幡台圃場
- 3 供給期間 令和7年4月1日0時から令和8年3月31日24時まで
- 4 仕様
  - (1) 供給電気方式等
    - 1) 供給電気方式 交流3相3線式
    - 2) 供給電圧 6,000V
    - 3) 計量電圧 6,000V
    - 4) 標準周波数 50Hz
    - 5) 受電方式 1回線受電
    - 6) 受電設備総容量 電灯50kVA  
動力150kVA
    - 7) 進相コンデンサ容量 53.2kVar
    - 8) 業種及び用途 学術・開発研究機関
  - (2) 契約電力
    - 1) 予定契約電力 55kW  
ただし、各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。
    - 2) 予定使用電力量 105,269kWh  
(月別の予定使用電力量は別紙1のとおり)
  - (3) 供給電気の要件等  
供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は40%とすること。  
なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。
    - ・ 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気または相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
    - ・ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって

FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来の J-クレジット

（４）需給地点及び供給ライン等

１）需給地点

国際農林水産業研究センターの施設下第 1 号柱上の東京電力株式会社の架空引込線と国際農林水産業研究センターの開閉器電源側接続点

２）供給ライン等

需給地点より高圧絶縁電線を使用し、構内受電設備へ供給

３）電力量等の検針

- ・国際農林水産業研究センター八幡台圃場構内に検針装置を設置
- ・自動検針機能有り
- ・遠隔自動検針（電力会社検針方法）

（５）保安責任分界点 需給地点に同じ

（６）財産分界点 需給地点に同じ

（７）その他

- １）当契約においての契約電力については、構内の設備や施設の新増改築若しくは設備交換などにより、増減の可能性がある。増減の際は受注者と協議し実施する。
- ２）当契約の予定使用電力量については概算電力量であり、契約期間中は増減の可能性がある。
- ３）力率については、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を予定力率とする。
- ４）フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える負荷設備は有さない。
- ５）非常用自家発電設備を有さない。
- ６）落札後、計量器等の変更等が必要な場合は、当該費用及びその一切について受注者の責任及び負担において実施すること。

10 その他

- （１）各月の電気料金の算定方法は、基本料金について力率割引又は割増を行う場合、従量料金について燃料費調整を行う場合及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）によるものとし、これにより難しい場合は協議するものとする。なお、入札時においては、燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。

(2) 料金、その他を計算する場合の単位及びその端数処理

- 1) 契約電力及び最大需要電力の単位は1 kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 2) 使用電力量の単位は1 kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 3) 力率の単位は1 %とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。
- 4) 料金その他の計算における基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額の単位は1円とし、その端数は切り捨てる。
- 5) 消費税及び地方消費税額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- 6) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）等を基に協議するものとする。

(3) 電力使用量確認方法等

受注者は以下に記載する事項の当該月（当該月初日から当該月末日）分の電力使用量等を調査・記載した書面を作成し、当該月分の請求書と併せて提出すること。なお、適法な関係書類を受理した後、支払いの手続きを実施する。

ただし、上記に寄りがたい場合は、発注者及び受注者で協議のうえ定めるものとする。

(調査・記載事項)

- 1) 当該月使用電力量（電力単価毎の区分毎）
  - 2) 当該月力率（力率の根拠となる有効電力量・無効電力量を含む）
  - 3) 当該月ピーク時最大電力
- (4) この仕様書に定めのない供給条件については、関東管内の一般電気事業者が特定規模需要に対して定める標準供給条件（電気需給約款）を基に協議するものとする。